

2022年8月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前5-52-2
青山オーバルビル13F
S a n s a n 株 式 会 社
代表取締役社長 寺 田 親 弘

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年の定時株主総会（以下「本総会」といいます）は、当社定款第11条第2項並びに「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（令和3年法務省・経済産業省令第1号）」に基づき、場所の定めのない株主総会（インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』）といたします。

本総会には、株主の皆さまが実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は、3頁記載の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。また、当日ご出席されない場合、あるいはご出席される予定でも通信障害等に備え、書面またはインターネット等によって事前に議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年8月29日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月30日（火曜日）午前10時
※ログインは午前9時30分頃から可能となる予定です。
2. 開催方法 場所の定めのない株主総会といたします。
※当社指定のウェブサイト（以下「Sansan株主総会ウェブサイト」）を通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス・ログイン方法、お手続方法等の詳細は、3頁のご案内をご確認ください。
※完全オンラインにて開催するため、会場はございません。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（自 2021年6月1日 至 2022年5月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（自 2021年6月1日 至 2022年5月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である者を除く）に対する株価条件付ストックオプションとしての新株予約権の内容決定の件

以 上

- ◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- ◎書面またはインターネット等により事前に議決権を行使された株主さまが本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。なお、事前に議決権を行使した上で本総会に出席されたものの、当日の議決権行使が確認できなかった場合は、書面またはインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
- ◎書面またはインターネット等による議決権行使の方法につきましては、6～7頁をご参照ください。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://ir.corp-sansan.com/ja/ir/stock/meeting.html>) に掲載いたします。
- ◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期または続行を決定することができることとするため、その旨の決議を総会の冒頭に行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期または続行の決定を行った場合には、速やかに上記当社ウェブサイトでその旨及び延会または継続会の開催日時をお知らせいたします。また、その他、本総会の運営に関して変更等が生じた場合においても、上記当社ウェブサイトで変更内容等をお知らせいたします。
- ◎本総会における目的事項に関するご質問について、当社指定のウェブサイトにて事前受付を予定しておりますのでご活用ください。詳細は3頁のご案内をご確認ください。
- ◎法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項については、上記当社ウェブサイトに掲載しております。本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
- (1) 事業報告
 - 主要な事業所
 - 主要な借入先の状況
 - 新株予約権等の状況
 - 対処すべき課題
 - 会計監査人の状況
 - 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）
 - 剰余金の配当等の決定に関する方針
 - (2) 連結計算書類
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
 - (3) 計算書類
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
 - 計算書類に係る会計監査報告

【バーチャルオンリー株主総会の運営について】

当社は、株主総会の活性化・効率化及び新型コロナウイルス等の感染症や自然災害等の大規模災害時のリスク軽減を図るべく、本総会を『バーチャルオンリー株主総会』方式で開催することといたしました。バーチャルオンリー株主総会への出席すなわち場所の定めのない株主総会への出席は、会社法上の「出席」として取り扱われます。本総会において、議決権のある株主さまは、総会当日に専用の当社指定ウェブサイト（Sansan株主総会ウェブサイト）にアクセスし、インターネット上でご出席いただくことで、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関するご質問、動議の提出等が可能となります。

なお、本総会当日、株主さまが実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使される株主さまにおかれましては、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただくか、総会当日に当社指定の「Sansan株主総会ウェブサイト」を通じたご出席にて行使いただきますよう、お願い申し上げます。

ご出席いただくために必要となるSansan株主総会ウェブサイトのURL、アクセス・ログイン方法、お手持ち方法等の詳細は、以下の通りとなります。

また、同サイトでは、事前のご質問等をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※同サイトのご利用に際しましては、以下の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2022年8月30日（火曜日） 午前10時～

※ログインは午前9時30分頃から可能となる予定です。

※但し、通信障害等の影響により本総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社ウェブサイト（<https://ir.corp-sansan.com/ja/ir/stock/meeting.html>）において、あらためて日程等をご案内します。

2. ご出席方法について

①パソコン等を使用し下記Sansan株主総会ウェブサイトにアクセスしてください。

Sansan株主総会ウェブサイト：<https://web.sharely.app/login/sansan-15>

②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※その他ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。

ヘルプページ参照サイト：<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

3. ご質問方法について

本総会の目的事項に関するご質問につきましては、総会当日に上記Sansan株主総会ウェブサイトログイン後、議長の指示に従って、同サイト上で行っていただきますようお願いいたします。また、当日本総会に出席されない株主さまにおかれましても、下記期間内に同サイトを通じて事前質問を行うことができます。

なお、ご質問は株主さま1名につき2問まで、ご入力いただく質問の文字数は150文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。なお、当日のご質問につきましては、本総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に上げることといたしますが、いただいたご質問のすべてに回答できない場合がございます。

【質問事前受付期間】2022年8月4日（木曜日）午前10時～2022年8月29日（月曜日）午後5時

※受付期間終了後にお送りいただいたご意見・コメント等にはお答えできかねます。

※株主の皆さまからのご関心が特に高いと思われる事項を中心に、総会当日にご説明させていた

だく予定です。

4. 動議について

本総会において動議をご提出される場合は、総会当日に上記Sansan株主総会ウェブサイトにごログイン後、議長の指示に従って、当該ウェブサイト上で行っていただきますようお願いいたします。議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信するなど、動議であるか否かの判別ができないものは動議として取り上げない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 議決権行使の方法

書面またはインターネット等による事前の議決権行使のほか、総会当日のSansan株主総会ウェブサイトからのご出席によるインターネットを通じた議決権の行使をいただくことができます。

本総会当日の議決権行使をご希望される株主さまにおかれましては、議事進行の様子をライブ中継でご覧いただきながら、議長の案内に従って議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

書面またはインターネット等により事前に議決権を行使された株主さまが本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。なお、事前に議決権を行使した上で本総会に出席されたものの、当日の議決権行使が確認できなかった場合は、書面またはインターネット等により事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

6. 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

本総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを複数配置します。もっとも、通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、総会当日に、本総会の延期または続行の議長一任決議について諮り、また、株主さまへの周知方法を含む対応マニュアルをあらかじめ整備します。

7. 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することによる支障のある株主さまの利益の確保に配慮することについての方針の内容

議決権の行使をご希望の株主さまのうち、インターネットを使用することに支障のある株主さまにおかれましては、お手元の議決権行使書用紙を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

それでもなお、総会当日に本総会へのご出席を希望され、かつ、本総会の議事における情報の送受信をするためにインターネットを使用することに支障のある株主さまに対しては、必要となる機器について貸出しをするための「視聴室」を当社内に設けます。「視聴室」のご利用には事前申込が必要となります。

なお、ご利用可能な株主さまを最大10名に制限させていただくこと、申込者多数の場合は抽選となりますことを、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【「視聴室」ご利用のお申込方法】

郵送によりお申込みをお受けいたします。お申込みの際は、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、ご連絡が可能な「電話番号」を記載のうえ、「視聴室利用希望」の旨を書き添えた書面を下記宛先まで郵送ください。「視聴室」をご利用いただける株主さまには、株主総会運営事務局から、以下ご連絡日に郵送にて、詳細を連絡させていただきます。

申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「ご希望内容（「視聴室利用希望」）」の記載が揃っていない場合は、お申込みを無効とさせていただく場合がございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

・受付期間 2022年8月18日（木曜日）必着

なお、郵送料等の費用は株主さま負担とさせていただきます。

＜視聴室ご利用に関する書類の提出先＞

【表参道本社】

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-52-2 青山オーバルビル3F Sansan株式会社株主総会事務局宛
TEL. 03-6758-0033

・ご連絡日 2022年8月24日（水曜日）発送の書面にて対象の株主さまにのみご連絡いたします。

8. 代理出席の取扱いについて

代理人による本総会出席を希望される株主さまは、法令及び当社定款の定めに従い、議決権を有する他の株主さま1名に委任いただきますようお願いいたします。ご希望の株主さまは、本総会の開催に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

＜代理人に関する書類の提出先＞

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-52-2 青山オーバルビル3F Sansan株式会社株主総会事務局宛

＜ご提出期限＞

2022年8月23日（火曜日）必着

注意事項

・本総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

・ご質問や動議のご提出等を行う際に、同様の内容の送信を繰り返すことや、膨大な文字量のテキストデータを送信すること、本総会の目的事項と無関係な内容やプライバシーまたは名誉を害するものその他不適切な内容等の送信など、株主の皆さまとの貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合や、本総会の議事の進行及び本総会システムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令または議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主さまとの通信を強制的に遮断させていただく場合があります。

・当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備していますが、視聴される株主さまの通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。

・株主総会当日において、株主さま側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。

・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主さまのご負担となります。

・映像や音声データの第三者への提供や、SNSなど公開での上映、転載・複製・録画・録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。また、ID及びパスワードを第三者に伝えることも禁じます。

・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

【当日のログイン方法、操作方法等に関する問い合わせ窓口】

問い合わせ先：03-6416-5287（受付日時：2022年8月30日（火曜日）午前9時～総会終了時刻から1時間後まで）



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



「Sansan株主総会ウェブサイト」を通じてご出席される場合

当社指定の「Sansan株主総会ウェブサイト」にアクセスのうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

日 時

2022年8月30日（火曜日）
午前10時

（アクセス可能時刻：午前9時30分より）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年8月29日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年8月29日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> (賛) に○印
- 反対の場合 >> (否) に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> (賛) に○印
- 全員反対の場合 >> (否) に○印
- 一部の候補者に反対の場合 >> (賛) に○印をし、
反対する候補者の番号をご記入ください。

・書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

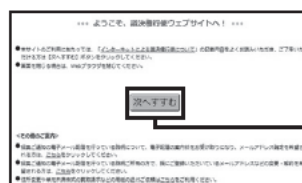
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

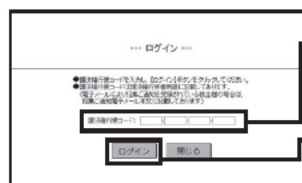
議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

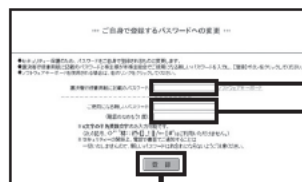
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

東京証券代行株式会社
電話：0120-88-0768 (フリーダイヤル)
受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(自 2021年 6月 1日)
(至 2022年 5月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「出会いからイノベーションを生み出す」というミッションの下、「ビジネスインフラになる」というビジョンを掲げ、クラウドソフトウェアにテクノロジーと人力によってアナログ情報をデジタル化する仕組みを組み合わせた手法を軸に、人や企業との出会いをビジネスチャンスにつなげる、働き方を変えるビジネスデータベースを提供しています。

具体的には、企業の営業活動や請求書業務、契約書業務等に対して、デジタルトランスフォーメーション（DX）を促進するサービスを展開しており、昨今の新型コロナウイルス感染症による働き方の変化やDXへの意識改革、SaaSビジネスへの関心の高まり等によって、DX市場は2030年に5兆1,957億円（2020年比3兆8,136億円増）（注1）、国内SaaS市場は2024年に1兆1,178億円（2019年比5,162億円増）（注2）の規模に達すると予想されています。当社が提供する営業DXサービス「Sansan」は、法人向け名刺管理サービス市場において83.1%のシェア（注3）を占めており、同市場は当社サービスの成長等につれて、2013年から2020年にかけて13倍に拡大しています。また、当社が提供するクラウド請求書受領サービス「Bill One」は、クラウド請求書受領サービス市場においてNo.1の売上高シェア（注4）を獲得しており、2021年度の同市場は、前連結会計年度と比べて226.0%増加しています。

当連結会計年度の経営成績は以下の通りです。

(単位：百万円)

	第 14 期 (2021年5月期) (前連結会計年度)	第 15 期 (2022年5月期) (当連結会計年度)	前連結会計年度比
売上高	16,184	20,420	+26.2%
売上総利益	14,192	17,904	+26.2%
営業利益	736	631	△14.2%
経常利益	375	968	+158.3%
親会社株主に帰属する 当期純利益	182	857	+369.7%

当連結会計年度においては、継続的な売上高の成長の実現に向け、人材採用をはじめとした営業体制の強化のほか、「Sansan」や「Bill One」、キャリアプロフィール「Eight」の機能拡充等に取り組みました。

また、2021年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行ったほか、2021年10月8日に公表の通り、新市場区分「プライム市場」の選択を株式会社東京証券取引所に申請し、2022年4月4日の新市場区分一斉移行後の当社の市場区分は、プライム市場となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比26.2%増、売上総利益は前連結会計年度比26.2%増、売上総利益率は前連結会計年度と同じ87.7%となり、コロナ禍における一定のマイナス影響を受けたものの、総じて堅調な実績となりました。一方で、営業利益は前連結会計年度比14.2%減となりましたが、これは、積極的な人材採用を進めたことで人件費が前連結会計年度比で2,013百万円増加したことに加え、マーケティング活動の強化によって広告宣伝費が前連結会計年度比で145百万円増加したこと等によるものであり、中長期的な売上高の成長実現に向けた戦略を推進した結果です。また、経常利益は前連結会計年度比158.3%増、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比369.7%増となりましたが、これは2021年7月19日公表の通り、投資有価証券売却益979百万円を営業外収益に計上したこと等によるものです。

(注) 1. 「2022 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望 市

場編、ベンター戦略編」富士キメラ総研

2. 「ソフトウェアビジネス新市場 2020年版」富士キメラ総研

3. 「営業支援DXにおける名刺管理サービスの最新動向2022」（2021年12月 シード・プランニング調査）

4. デロイト トーマツ ミック経済研究所「驚異的な成長が見込まれるクラウド請求書受領サービス市場の現状と将来」（ミックITリポート2022年7月号）

セグメント別の業績は以下の通りです。

なお、当連結会計年度より、各プロダクトへの資源配分を最適化し、プロダクト毎の成長促進を図る目的で経営管理体制の整備を行ったことから、従来の「Sansan事業」について、「Sansan」及び「Bill One」等の複数のプロダクトを含めた事業として「Sansan／Bill One事業」に変更しています。

イ. Sansan／Bill One事業

当事業セグメントには、営業DXサービス「Sansan」やクラウド請求書受領サービス「Bill One」等のサービスが属しています。

当連結会計年度におけるSansan／Bill One事業の成績は以下の通りです。

(単位：百万円)

	第 14 期 (2021年5月期) (前連結会計年度)	第 15 期 (2022年5月期) (当連結会計年度)	前連結会計年度比
売上高（注5）	14,605	18,105	+24.0%
「Sansan」	14,519	17,214	+18.6%
「Sansan」 ストック	13,811	16,349	+18.4%
「Sansan」 その他	707	865	+22.3%
「Bill One」	84	826	+878.1%
その他	1	64	+4,414.0%
営業利益	5,278	5,725	+8.5%

(単位：百万円)

	第 14 期 (2021年5月期) (前連結会計年度)	第 15 期 (2022年5月期) (当連結会計年度)	前連結会計年度比
「Sansan」			
契約件数	7,744件	8,488件	+9.6%
契約当たり月次 ストック売上高	162千円	170千円	+4.9%
直近12か月平均 月次解約率（注6）	0.63%	0.62%	△0.01pt
「Bill One」			
MRR（注7）	20	117	+479.7%
有料契約件数	239件	853件	+256.9%
有料契約当たり 月次売上高	84千円	137千円	+63.1%
直近12か月平均 月次解約率（注6）	—	0.49%	—

(注) 5. 外部顧客への売上高及びセグメント間の内部売上高または振替高の合計値

6. 各サービスの既存契約の月額課金額に占める、解約に伴い減少した月額課金額の割合

7. Monthly Recurring Revenue（月次固定収入）

a. 「Sansan」

「Sansan」の契約件数及び契約当たり月次売上高のさらなる拡大に向け、クラウド名刺管理サービス「Sansan」を「営業を強くするデータベース」をコンセプトに、営業DXサービス「Sansan」へ刷新しました。具体的には、2023年6月からの利用開始に向け、「Sansan」上で100万件以上の企業情報が閲覧できる企業データベースのほか、名刺だけではなくメール署名等の接点情報を蓄積し可視化できる機能の開発に取り組みました。これらの接点情報と企業データベースを組み合わせることで、接点のない企業の情報も含めた利用企業ならではのデータベースを「Sansan」上に構築することができるようになります。新型コロナウイルス感染症の影響によって新規契約の獲得に一定のマイナス影響が生じたものの、営業体制の強化等が奏

功し、中堅・大企業の新規契約獲得が進んだ結果、「Sansan」の契約件数は前連結会計年度末比9.6%増、契約当たり月次ストック売上高は前連結会計年度比4.9%増となりました。また、直近12か月平均の月次解約率は、既存顧客の利用拡大に対する継続的な取り組みを行った結果、前連結会計年度比0.01ポイント減の0.62%となり、低水準を維持しました。

この結果、「Sansan」売上高は前連結会計年度比18.6%増、うち、固定収入であるストック売上高は前連結会計年度比18.4%増、その他売上高は前連結会計年度比22.3%増となりました。

b. 「Bill One」

「Bill One」の高成長継続に向け、人材採用をはじめとした営業体制の強化や機能拡充等に取り組んだ結果、中堅・大企業の新規契約獲得が進み、有料契約件数は前連結会計年度末比256.9%増、有料契約当たり月次売上高は前連結会計年度比63.1%増となりました。

この結果、「Bill One」売上高は前連結会計年度比878.1%増となりました。また、2022年5月におけるMRRは前年同月比479.7%増、ARR（注8）は1,407百万円となり、目標としていたARR10億円を大幅に上回りました。

（注）8. Annual Recurring Revenue（年間固定収入）

c. その他

既存サービスで培った強みや知見、ノウハウ等を活かして、クラウド契約業務サービス「Contract One」等の立ち上げに注力しました。

この結果、その他売上高は前連結会計年度比4,414.0%増となりました。

以上の結果、Sansan／Bill One事業の売上高は前連結会計年度比24.0%増となりました。セグメント利益は、主には「Bill One」のさらなる成長実現のための投資を強化したことから、前連結会計年度比8.5%増となりました。

ロ. Eight事業

当事業セグメントには、キャリアプロフィール「Eight」のほか、ログミー株式会社が提供する書き起こしメディアのサービスが属しています。

当連結会計年度におけるEight事業の成績は以下の通りです。

(単位：百万円)

	第 14 期 (2021年5月期) (前連結会計年度)	第 15 期 (2022年5月期) (当連結会計年度)	前連結会計年度比
売上高 (注6)	1,582	2,213	+39.9%
BtoCサービス	296	286	△3.6%
BtoBサービス	1,286	1,927	+49.9%
営業利益	△754	△386	—
「Eight」			
「Eight」 ユーザー数 (注9)	292万人	310万人	+18万人
「Eight Team」 契約件 数	2,253件	2,819件	+25.1%

(注) 9. アプリをダウンロード後、自身の名刺をプロフィールに登録した認証ユーザー数

2022年4月に、名刺アプリであった「Eight」を「名刺管理に、転職に」をコンセプトとしたプロダクトへ刷新しました。具体的には、「Eight」上にキャリア形成に役立つ情報を集約したキャリアタブの機能を搭載することで、ユーザーが効率的に情報取得することができるようにしました。

a. BtoCサービス

サービスの機能拡充等に取り組んだ結果、「Eight」ユーザー数は前連結会計年度末比18万人増の310万人となりましたが、BtoCサービス売上高は前連結会計年度比3.6%減となりました。

b. BtoBサービス

2022年5月には当連結会計年度で2回目となる大型ビジネスイベント「Climbers」を開催する等、各種BtoBサービスのマネタイズ強化に取り組んだ結果、BtoBサービス売上高は前連結会計年度比49.9%増となりました。また、「Eight Team」の契約件数は前連結会計年度末比25.1%増となりました。

以上の結果、Eight事業の売上高は前連結会計年度比39.9%増、セグメント損失は前連結会計年度と比較して367百万円縮小しました。

事業別の外部顧客への売上高

(単位：百万円)

事業区分	第14期 (2021年5月期) (前連結会計年度)		第15期 (2022年5月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
Sansan/Bill One事業	14,605	90.2%	18,104	88.7%	3,498	24.0%
Eight事業	1,579	9.8	2,204	10.8	625	39.6
その他	—	—	111	0.5	111	—
合計	16,184	100.0	20,420	100.0	4,235	26.2

② 設備投資の状況

主として本社オフィスの増床工事や改修等を行った結果、建物附属設備等の有形固定資産を524百万円取得しました。また、内製・外注含めて458百万円のソフトウェアを取得しました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2021年6月30日付で、Unipos株式会社の株式を取得しました。

当社は、2021年7月26日付で、ウイングアーク 1 s t 株式会社の株式を売却しました。

当社は、2021年12月16日付で、当社の持分法適用会社であるSATORI株式会社の株式を追加取得し、出資比率が34.5%となりました。

当社は、2022年5月2日付で、当社の連結子会社のログミー株式会社の株式を追加取得し、100%子会社としました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 12 期 (2019年5月期)	第 13 期 (2020年5月期)	第 14 期 (2021年5月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2022年5月期)
売上高 (百万円)	10,206	13,362	16,184	20,420
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△891	435	375	968
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△945	339	182	857
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△10.10	2.75	1.47	6.87
総資産 (百万円)	9,079	22,819	24,310	26,292
純資産 (百万円)	3,372	10,552	12,584	12,093
1株当たり純資産 (円)	28.65	84.72	100.89	96.78

- (注) 1. 2018年5月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っています。当該株式分割が第12期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産を算定しています。
2. 2021年10月8日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行っています。当該株式分割が第12期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産を算定しています。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Sansan Global PTE. LTD.	5,620千 シンガポールドル	100.0%	シンガポール地域等における営業及びマーケティング業務の代行
Sansan Corporation	46千米ドル	100.0%	米国地域における販売店及び一部決済業務の代行
ロ グ ミ ー 株 式 会 社	16,350千円	100.0%	デジタルメディア事業／ITコンサルティング／Webサイトの企画・制作・運営／イベント・セミナーの企画・実施

(4) 主要な事業内容 (2022年5月31日現在)

事業区分	事業内容
Sansan/Bill One事業	営業DXサービス「Sansan」やクラウド請求書受領サービス「Bill One」等の提供
Eight事業	キャリアプロフィール「Eight」の提供

(5) 使用人の状況 (2022年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末増減
Sansan/Bill One事業	870名	324名増
Eight事業	162	45名増
その他の	173	118名減
合計	1,205	251名増

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、上記使用人（正社員・契約社員）以外に、臨時社員・派遣社員を494名雇用しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,166名	238名増	32.2歳	2.8年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、上記使用人（正社員・契約社員）以外に、臨時社員・派遣社員を487名雇用しています。

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、2022年4月4日付で東京証券取引所における新市場区分である「プライム市場」へ市場移行しました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年5月31日現在）

① 発行可能株式総数 470,800,000株

（注）2021年12月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を4株に分割）に伴い、発行可能株式総数は353,100,000株増加しています。

② 発行済株式の総数 124,963,596株

（注）1. 発行済株式の総数には自己株式736株が含まれています。

2. 当社株式は、2022年4月4日付けの東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、同日以降の上場金融商品取引所名は、東京証券取引所市場第一部から東京証券取引所プライム市場へ市場移行しました。

3. 当事業年度中における新株予約権の行使及び2021年12月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を4株に分割）により、発行済株式総数が93,779,951株増加しました。

③ 株主数 9,773名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
寺 田 親 弘	41,432,920株	33.16%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,699,800株	14.16%
DCM Ventures China Fund (DCM VII), L.P.	5,420,000株	4.34%
A - F u n d , L . P .	5,120,000株	4.10%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,859,900株	3.89%
富 岡 圭	4,160,000株	3.33%
塩 見 賢 治	2,320,000株	1.86%
株 式 会 社 C N K	2,047,080株	1.64%
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR NEXT GENERATION CONNECTIVITY ASIA FUND A SERIES T621052	1,772,100株	1.42%
赤 浦 徹	1,720,000株	1.38%

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年5月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	寺 田 親 弘	執行役員/CEO
取 締 役	富 岡 圭	執行役員/CRO/ビジネス統括本部管掌役員
取 締 役	塩 見 賢 治	執行役員/CISO/DP0/技術本部・Eight事業部管掌役員
取 締 役	大 間 祐 太	執行役員/CHRO/人事部管掌役員
取 締 役	橋 本 宗 之	執行役員/CF0/財務経理部・総務法務部・オフィス戦略部・投資戦略室・IR室・EXデザイン室管掌役員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	横 澤 靖 子	TMI総合法律事務所 カウンセル弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	赤 浦 徹	インキュベイトファンド(株) 代表取締役 (株)エスプール 社外取締役 (株)ダブルスタンダード 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	石 川 善 樹	(株)キャンサースキャン 取締役 (公財) Well-being for Planet Earth 代表理事 (株)ガイアックス 社外取締役 (株)セプテーニ・ホールディングス 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	塩 月 燈 子	(株)サイバーエージェント 取締役 常勤監査等委員

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次の通りです。

- ①塩月燈子氏は、2021年8月31日開催の第14回定時株主総会において新たに監査等委員である取締役に選任され、同日付で就任しました。
- ②常楽諭氏は、2021年8月31日開催の第14回定時株主総会の終結の時をもって、取締役に退任しました。
- ③本多央輔氏は、2021年8月31日開催の第14回定時株主総会の終結の時をもって、取締役に退任しました。
2. 取締役 横澤靖子氏、赤浦徹氏、石川善樹氏及び塩月燈子氏は、社外取締役です。
3. 取締役 塩月燈子氏は会計士補資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助する常勤の監査等委員会補助人を置き、主要会議への参加や重要書類等の閲覧等を通じて情報把握を行い、内部統制

システムを通じ十分な監査業務を遂行できる環境が整備されているため、常勤の監査等委員を選定していません。

5. 当社は、監査等委員である取締役 横澤靖子氏、石川善樹氏及び塩月燈子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
6. 当社が2022年7月1日付で行った組織改編により、次の通り取締役の担当及び重要な兼職が変更されました。
 - ①取締役 大間祐太氏について、人事部担当から人事本部担当へと変更されました。
 - ②取締役 橋本宗之氏について、財務経理部・総務法務部・オフィス戦略部・投資戦略室・IR室・EXデザイン室担当からコーポレート本部担当へと変更されました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役（監査等委員である者を除く） 寺田親弘氏、富岡圭氏、塩見賢治氏、大間祐太氏及び橋本宗之氏並びに監査等委員である取締役 赤浦徹氏、横澤靖子氏、石川善樹氏及び塩月燈子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしています。

- ・争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
- ・当社が損害金等を賠償するとすれば被補償者である取締役（以下「被補償者」という。）が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分
- ・被補償者がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部

また、当社が被補償者に対し補償金を支払った後であっても、次の事項に該当する場合には、被補償者は当社に対して補償金の全部または一部を返還することとしています。

- ・被補償者が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等の全部
- ・本契約に基づき補償を受けた費用等の全部又は一部について補償を受けることができないことが判明した場合には、補償を受けた費用等のうち本契約に基づき補償を受けることができない部分
- ・当社が保険者との間で締結する保険契約のうち被補償者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、被補償者を被保険者とするものに基づき、被補償者が保険者から填補を受けた場合には、補償を受けた費用等のうち当該填補を受けた部分

なお、当該補償契約の履行に関する該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である者を除く）、監査等委員である取締役、執行役員及び当社子会社取締役（以下「役員等」といいます。）であり、取締役会決議により被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者が当社または当社子会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当した場合には填補の対象としないこととしています。

- ・当社及び役員等が違法に利益または便宜を得た場合
- ・法令及び当社社内規程等に違反することを認識しながら行った行為

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬等に係る決定方針につき、取締役会において決定しています。また、2022年7月開催の取締役会においては、株主総会の承認決議を条件として第16期以降の取締役の報酬等に係る決定方針を以下の通り一部変更する旨及び取締役（監査等委員を除く）の個別報酬に非金銭報酬である株価条件付ストックオプションを導入することについての決議を行っています。

また、当事業年度の取締役（監査等委員である者を除く）の個別報酬等については、上記決定方針に基づき予め社外取締役全員の賛成を得た上で定時株主総会後に開催した臨時取締役会にて決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しています。

【取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針】

a. 基本報酬（固定の金銭報酬）に関する取締役の個別報酬等の額又は算定方法の決定方針

取締役（監査等委員である者を除く）の個別基本報酬額は、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において、各取締役の職責や業務執行状況及び会社業績や経済状況等を勘案し、每期、更新・決定するものとする。

なお、監査等委員である取締役の個別基本報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内において、監査等委員全員の協議により決定している。

b. 業績連動報酬・非金銭報酬の導入及び決定方針

取締役の個別報酬等について、業績連動報酬制度または非金銭報酬制度を導入する場合には、取締役会の決議を要するものとする。

また、当該報酬制度を導入する際には、その内容及び金額（算定方法）の決定方針並びに個別報酬等を構成する各報酬の割合についても、取締役会にて決議するものとする。

第16期以降の取締役（監査等委員である者を除く）の個別報酬として、中長期のインセンティブ報酬としての株価条件付ストックオプションを付与する場合がある。当該ストックオプションについては、経営環境や他社における報酬水準等を踏まえ、取締役のパフォーマンス及び貢献意欲を最大化させ、かつ株主価値との連動性をより強化し適切なリスクテイクが図られるようなインセンティブとなるべく、基本報酬との割合の決定並びに適切な制限及び条件設定を

行うものとする。

c. 取締役の報酬等の支給・付与の時期や条件の決定方針

取締役の報酬等については、原則月例の固定報酬とする。なお、報酬として支払われるべき費用が別途発生する場合にはこの限りではない。第16期以降の取締役（監査等委員である者を除く）の個別報酬として導入する株価条件付ストックオプションについては、過去の付与実績や在任年数等を踏まえ付与の時期を検討するものとする。

d. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役（監査等委員である者を除く）の個別報酬等は、取締役会決議により決定し、またその可決条件は「取締役過半数」かつ「社外取締役全員」の賛成とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等 の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員である者を除く）	139	139	—	—	6
（うち社外取締役）	(0)	(0)	(—)	(—)	(0)
監査等委員である取締役	18	18	—	—	5
（うち社外取締役）	(18)	(18)	(—)	(—)	(5)
合 計	157	157	—	—	11
（うち社外役員）	(18)	(18)	(—)	(—)	(5)

- (注) 1. 上表には、2021年8月31日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である者を除く）1名及び監査等委員である取締役1名を含んでいます。
2. 取締役（監査等委員である者を除く）の報酬限度額は、2019年1月30日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く）の員数は5名です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年1月30日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議しています。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

ハ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況	当 社 と の 関 係
社外取締役	横澤 靖子	TMI総合法律事務所 カウンセラー弁護士	同事務所と当社の間では、法律業務に関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。
社外取締役	赤浦 徹	(株)エスプール 社外取締役	同社と当社の間では、Sansan/Bill Oneサービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。
		インキュベイトファンド(株) 代表取締役	特別の利害関係はありません。
		(株)ダブルスタンダード 社外監査役	特別の利害関係はありません。

区 分	氏 名	兼 職 状 況	当 社 と の 関 係
社外取締役	石川 善樹	(株)キャンサースキャン 取締役	同社と当社の間では、Sansan/Bill Oneサービス及びEightサービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。
		(公財) Well-being for Planet Earth 代表理事	特別の利害関係はありません。
		(株)ガイアックス 社外取締役	同社と当社の間では、Sansan/Bill Oneサービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。
		(株)セプテーニ・ホールディングス 社外取締役	同社と当社の間では、Sansan/Bill Oneサービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。
社外取締役	塩月 燈子	(株)サイバーエージェント 取締役 常勤監査等委員	同社と当社の間では、Sansan/Bill Oneサービス及びEightサービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
社外取締役 (監査等委員)	横 澤 靖 子	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会12回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な知見と経験を踏まえ、当社の新規事業戦略等に係る法的整理への意見具申を始めとして、独立役員としてより客観的な立場から発言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	赤 浦 徹	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会12回のすべてに出席し、ベンチャーキャピタル事業における長年の職務経験及び他の会社における役員としての豊富な知見を踏まえ、当社の投資・財務戦略及び事業成長に対する意見具申を始めとして、経営全般を俯瞰した発言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	石 川 善 樹	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回及び監査等委員会12回のすべてに出席し、経営者観点並びに予防医学・行動科学研究者としての幅広い知見を踏まえ、データサイエンス領域や人材戦略及びサステナビリティ等に係る意見具申を中心に、独立役員としてより客観的な立場から発言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	塩 月 燈 子	当社取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会10回のすべてに出席し、会計士補資格並びに法務博士（専門職）の学位並びに事業会社における職務経験に基づいた会計・監査・法務に関する幅広い見識を活かし、監査・監督の観点並びに多様性も含めた意見具申を中心に、独立役員としてより客観的な立場から発言を行っています。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者は、持続的かつ安定的な成長を目指し、企業価値の最大化及び株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきだと考えています。

現時点では特別な買収防衛策は導入していませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行っていきます。

連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,856	流 動 負 債	11,507
現金及び預金	15,432	買 掛 金	253
売 掛 金	756	1年内返済予定の 長期借入金	477
前払費用	478	未 払 金	1,081
そ の 他	194	未払法人税等	380
貸倒引当金	△3	未払消費税等	398
固 定 資 産	9,435	前 受 金	8,199
有形固定資産	806	賞与引当金	487
建物及び構築物	645	そ の 他	229
そ の 他	161	固 定 負 債	2,691
無形固定資産	1,147	長期借入金	2,547
ソフトウェア	917	そ の 他	144
の れ ん	229	負 債 合 計	14,199
そ の 他	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	7,481	株 主 資 本	11,832
投資有価証券	6,262	資 本 金	6,426
敷 金	793	資 本 剰 余 金	4,023
繰延税金資産	416	利 益 剰 余 金	1,384
そ の 他	10	自 己 株 式	△1
		その他の包括利益累計額	112
		そ の 他 有 価 証 券	85
		評 価 差 額 金	26
		為替換算調整勘定	142
		新 株 予 約 権	5
		非 支 配 株 主 持 分	
		純 資 産 合 計	12,093
資 産 合 計	26,292	負 債 純 資 産 合 計	26,292

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 損 益 計 算 書

(自2021年 6月 1日)
(至2022年 5月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		20,420
売上原価		2,515
売上総利益		17,904
販売費及び一般管理費		17,272
営業利益		631
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	33	
助成金収入	1	
投資有価証券売却益	979	
その他	26	1,042
営業外費用		
支払利息	10	
支払手数料	7	
為替差損	9	
投資事業組合運用損	20	
持分法による投資損失	609	
その他	47	705
経常利益		968
特別利益		
新株予約権戻入益	0	
持分変動利益	105	105
特別損失		
固定資産除却損	16	
投資有価証券評価損	140	
減損損失	9	165
税金等調整前当期純利益		908
法人税、住民税及び事業税	353	
法人税等調整額	△296	56
当期純利益		852
非支配株主に帰属する当期純損失		5
親会社株主に帰属する当期純利益		857

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月25日

Sansan株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 木 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 彦 太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Sansan株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Sansan株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第15期事業年度における取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務の執行状況、並びに本社及び主要な事業所等の業務及び財産の状況を調査しました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月25日

Sansan株式会社	監査等委員会
監査等委員会 委員長	横 澤 靖 子 ⑩
監査等委員	赤 浦 徹 ⑩
監査等委員	石 川 善 樹 ⑩
監査等委員	塩 月 燈 子 ⑩

(注) 監査等委員横澤靖子、赤浦徹、石川善樹及び塩月燈子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役です。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り定款第14条を変更するとともに、これらの変更に関して効力発生日等に係る附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りです。

（下線部分に変更箇所を示しています。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 （新設）	（削除） （電子提供措置等） 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>附則</u> 1 <u>変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> 2 <u>前項の規定に関わらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3 <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものです。

なお、本議案については、予め監査等委員会より妥当である旨の意見を得ています。

取締役候補者は次の通りです。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	てら だ ちか ひろ 寺 田 親 弘 (1976年12月29日) 再任	1999年 4月 三井物産(株)入社 2006年 2月 三井物産セキュアディレクション(株)経営管理部 長 2007年 6月 当社代表取締役社長(現任) ＜当社における担当＞ 執行役員/CEO	41,432,920株
2	とみ おか けい 富 岡 圭 (1976年5月26日) 再任	1999年 4月 日本オラクル(株)入社 2007年 6月 当社取締役(現任) 2021年 6月 Fringe81(株) (現Unipos(株)) 社外取締役 (現任) ＜当社における担当＞ 執行役員/CRO/ビジネス統括本部管掌役員	4,160,000株
3	しお み けん じ 塩 見 賢 治 (1970年8月12日) 再任	1994年 4月 (株)物産システムインテグレーション(現三井情 報(株))入社 2005年 4月 (株)ウィズダムネットワークス入社 2006年 6月 (株)ユナイテッドポータル 代表取締役社長 2007年 6月 当社取締役(現任) ＜当社における担当＞ 執行役員/CISO/DPO/技術本部・Eight事業部管掌役員	2,320,000株
4	おお ま ゆう た 大 間 祐 太 (1983年9月27日) 再任	2006年 4月 (株)ワークポート入社 2008年10月 (株)Blast入社 取締役 2010年 2月 当社入社 2019年 8月 当社取締役(現任) ＜当社における担当＞ 執行役員/CHRO/人事本部管掌役員	88,000株
5	はし もと むね ゆき 橋 本 宗 之 (1982年1月10日) 再任	2004年 4月 リーマン・ブラザーズ証券(株)入社 2008年 9月 パークレイズ・キャピタル証券(株)入社 2013年 1月 DBJ投資アドバイザー(株)入社 2017年11月 当社入社 2020年 8月 当社取締役(現任) 2021年 6月 Fringe81(株) (現Unipos(株)) 社外取締役 (現任) ＜当社における担当＞ 執行役員/CF0/コーポレート本部管掌役員	67,200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2022年5月31日）現在の株式数を記載しています。
3. 取締役の選任理由について
- (1) 寺田親弘氏は、当社創業以来一貫して当社代表取締役を務め、長年にわたる経営経験を有するとともに、当社の事業全般に関する戦略立案及び業務執行の最高責任者として強いリーダーシップを発揮し、適時適切な意思決定、経営監督の実現を図っていることから、引き続き取締役候補者となりました。
- (2) 富岡圭氏は、代表取締役 寺田親弘氏とともに当社を創業し、管掌役員としてSansan事業を当社の主要事業に成長させることはもとより、Bill One事業を含めた国内外の事業展開を推進する等、営業部門における知見を活かして当社の事業拡大及び売上最大化に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。
- (3) 塩見賢治氏は、代表取締役 寺田親弘氏とともに当社を創業し、Eight事業管掌役員として同事業のサービス拡大及びマネタイズを推進するほか、技術本部管掌役員としてもエンジニアとしての知見を軸に開発部門を牽引し、当社プロダクトの強化を通じた事業拡大及び売上最大化に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。
- (4) 大間祐太氏は、人材・採用系企業にて事業立ち上げ及び経営経験をした後に当社へ入社し、営業部門のマネジャー職を経て現在は人事部門の最高責任者として、現場目線を取り入れた実践的な人材育成及び採用に係る戦略の立案及び実行責任を担っています。当社の事業成長に必要な人的資本の強化について、機動的かつ戦略的に統括する資質及び実績を有することから、引き続き取締役候補者となりました。
- (5) 橋本宗之氏は、国内外の証券・金融分野での就業を経て、当社入社後はCFOとして財務戦略を指揮するほか、コーポレート部門の統括・組織運営を通じて当社の成長及び事業拡大に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。
4. 当社は、各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、その内容の概要は事業報告20頁に記載の通りです。本議案が承認可決された場合、当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は事業報告21頁に記載の通りです。当該契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である者を除く）、監査等委員である取締役、執行役員及び当社子会社取締役となっています。各候補者は既に当該契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決された場合、引き続き被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該契約を現在の契約期間満了後も更新することを予定しています。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役横澤靖子氏及び石川善樹氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の提出については、予め監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は次の通りです。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	すず き ま き 鈴 木 真 紀 (1977年7月4日) 新任	2003年10月 東京弁護士会登録 TMI総合法律事務所入所 2009年 7月 ニューヨーク州弁護士登録 2017年10月 佐藤真太郎法律事務所入所（現任） 2021年 2月 第二東京弁護士会登録	—
2	さい とう た ろ う 齋 藤 太 郎 (1972年11月24日) 新任	1995年 6月 (株)電通 入社 2005年 5月 (株)dof設立 取締役就任 2009年 6月 (株)dof 代表取締役（現任） 2014年12月 (株)VOYAGE GROUP（現：(株)CARTA HOLDINGS） 社外取締役（現任） 2017年 1月 (株)CC設立 取締役（現任） 2019年 6月 フォースタートアップス(株) 社外取締役（現任） 2020年 6月 (株)ZOZO 社外取締役（現任）	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 鈴木真紀氏及び齋藤太郎氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、本議案が承認可決された場合には新たに独立役員として届け出る予定です。

3. 監査等委員である社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要について
(1) 鈴木真紀氏は、会社経営に直接関与した経験はないものの、弁護士としての企業法務やコンプライアンス等に関する専門的な知識並びに判例を通じた事例への豊富な見識を有しています。当社経営に対し法律的な側面かつ多様性も含めた有意義な意見具申を期待できるものとして、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

(2) 齋藤太郎氏は、(株)dofの代表取締役として、ブランディング及びコミュニケーションデザインに関する長期の職務経験と他の会社における役員としての豊富な経験及びそれらを通じて培われた幅広い見識を有しています。当社経営全般及びコーポレート・ガバナンスに関する助言・提言を期待できるものとして監査等委員である社外取締役候補者となりました。

4. 当社は、本議案が承認可決された場合、鈴木真紀氏及び齋藤太郎氏との間において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予

定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額です。

5. 当社は、本議案が承認可決された場合、鈴木真紀氏及び齋藤太郎氏との間において会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定です。その内容の概要は事業報告20頁に記載の通りです。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は事業報告21頁に記載の通りです。当該契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である者を除く）、監査等委員である取締役、執行役員及び当社子会社取締役となっています。本議案が承認可決された場合、鈴木真紀氏及び齋藤太郎氏について、新たに当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該契約を保険期間終了後も更新することを予定しています。

【ご参考】取締役候補者スキルマトリックスについて

スキルマトリックスとは

スキルマトリックスは、取締役会が監督機能を発揮するために、各取締役の知識・素養・経験といった「スキル」と「多様性」の組合せを一覧表にまとめたものです。その目的は経営戦略に照らして企業が必要とする取締役の知識・経験と、現職取締役・取締役候補者の知識・経験とを対照させ、取締役会全体としてバランスの取れた構成であることや経営戦略に合致した取締役選任の適切性を開示することにあるとされます。

当社は、知識、経験及び能力等のバランス並びに多様性に配慮して取締役候補者を指名しています。本総会の第2号議案及び第3号議案が原案通りに承認可決された場合、現任の取締役を含めた各取締役の専門性及び経験は以下の通りとなります。

氏名	専 門 性 及 び 経 験					
	企 業 経 営	デ ー タ 領 域 情 報 セ キ ュ リ テ ィ	財 務 ・ 会 計 法	人 事 人 材 開 発	国 際 性	E S G S D G s
寺 田 親 弘	●	●			●	●
富 岡 圭	●	●			●	
塩 見 賢 治	●	●			●	
大 間 祐 太	●			●		
橋 本 宗 之	●		●		●	
赤 浦 徹	●				●	
塩 月 燈 子	●		●			
鈴 木 真 紀			●	●	●	
齋 藤 太 郎	●				●	

第4号議案 取締役（監査等委員である者を除く）に対する株価条件付ストックオプションとしての新株予約権の内容決定の件

1. 提案の理由

中長期的な当社の株主価値及び企業価値の向上を目指すに当たり、当社取締役のインセンティブをより高めるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を図ることを目的に、当社取締役（監査等委員である者を除く）に対する非金銭報酬として、株価条件付ストックオプション（以下、「本ストックオプション」）を導入したく、本ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものです。

なお、当社は本ストックオプションの導入に際し、2022年7月14日開催の取締役会において、本議案をご承認いただくことを条件として取締役の報酬等に係る決定方針を事業報告22～23頁記載の通り一部変更する旨の決議を行っており、当該方針に照らしても本議案の承認を条件に付与される本ストックオプションは取締役（監査等委員である者を除く）の報酬水準として相当であると判断しています。あわせて、監査等委員会より、本議案の承認を条件に付与される本ストックオプションは取締役（監査等委員である者を除く）の報酬水準として相当である旨の意見を得ています。

2. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

(1) スtockオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社は、2019年1月30日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く）の金銭報酬として年額3億円以内とすることにつきご承認をいただいております。

この度、役員報酬制度として本ストックオプションを新たに導入し、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である者を除く）に対する本ストックオプションに係る報酬枠として、2.5億円以内の報酬枠を新たに設定することにつき、ご承認をお願いするものです。現在の取締役（監査等委員である者を除く）は5名であり、第2号議案が原案通り承認可決されますと、対象となる取締役（監査等委員である者を除く）は5名となります。

なお、本ストックオプションの公正な評価額は株価状況により変動することを踏まえ、今般新たに設定する報酬枠については、一定程度の株価上昇を想定した上限値としての額としています。また、本ストックオプションは、当社の株価が2,344円の水準に達する場合に初めて権利行使を可能にするも

のであり、達成しない場合には権利が失効します。そのため、当該条件を勘案したうえで、本ストックオプションの公正な評価額を算出しております。

本ストックオプションが全て行使された場合、2022年5月期末時点での発行済株式総数に対し、最大で0.40%程度の希薄化が生じますが、本ストックオプションに設定された権利行使条件が達成されることは、当社の株主価値及び企業価値の向上に資するものであり、既存株主の皆さまの利益にも貢献できるものと認識しているため、当該発行規模は合理的なものであると考えています。本ストックオプションの発行により、その付与から権利行使までの間、会計上、毎年、株式報酬費用が計上されますが、権利行使条件が達成される場合は、前述の通り、既存株主の皆さまと株主価値及び企業価値向上の利益を共有することができ、権利行使条件が達成されない場合は、株式が発行されずに失効するとともに、計上された株式報酬費用が戻されることになるため、既存株主の皆さまが重大な不利益を被るおそれがないものと考えています。

なお、当社は、2022年7月14日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の従業員に対し、本ストックオプションとほぼ同内容の株価条件付ストックオプションを発行することを決議しました。詳細は、同日公表の「当社グループの従業員に対する株価条件付ストックオプションの発行に関するお知らせ」をご覧ください。

(2) 本ストックオプションとして発行する新株予約権（以下、「本新株予約権」）の概要

①新株予約権の総数

当社取締役（監査等委員である者を除く）に対して、2022年5月期に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する本新株予約権の総数は、5,000個を限度とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」）は、当社普通株式100株とする。

なお、本新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」）後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」）を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。ただし、以上までの調整は、本新株予約権のうち、当該

時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

③新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。なお、職務執行の対価として、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであるため、有利発行には該当しない。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際する出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」）に、本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）と同額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

⑤新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」）は、2024年8月31日から2032年8月30日（ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

- ・本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」）は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日（2032年8月30日）に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が2,344円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。
ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、次の式により調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とする。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ・本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。
ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
- ・その他の本新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

⑧新株予約権の取得に関する事項

- ・当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
- ・本新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

⑨新株予約権のその他の内容等

本新株予約権のその他の内容等については、当社取締役会の決議により定める。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.